

総務文教委員会

平成25年9月11日(水)

総務文教委員会

日 時 平成25年9月11日（水）午前10時00分開会—午後1時53分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹原委員長、鍛冶、川端、奥野、田島、小川、反保
道工副議長、豊国監査委員

欠席委員 和田

傍聴議員 竹内、中原、辻下

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、
南まちづくり戦略室長、白井総務部長兼財政改革部長、
古谷教育次長、谷下危機管理監、
村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、
保井まちづくり戦略室理事、西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当課長、
早野まちづくり戦略室理事兼企画担当課長、
中田総務部理事兼総務課長、
四至本財政改革部理事兼行革推進課長、
一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長、
相馬財政改革部財政課長、阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長、
福井教育委員会事務局学校教育課長、山路教育委員会事務局指導課長、
竹下教育委員会事務局生涯学習課長、
阪本（正）総務部人権推進課長、川端危機管理担当課長、
天野淡輪公民館長、向井淡輪幼稚園長、
竹原財政改革部行革推進課長代理、森長教育委員会事務局指導課参事、
中村教育委員会事務局生涯学習課長代理、澤財政改革部税務課長代理、
廣田総務部総務課長代理、
寺田学校教育課主幹、南総務部総務課係長、

末原都市整備部長、古橋しあわせ創造部長、
木下都市整備部理事兼P F I 総括、波戸元しあわせ創造部住民生活課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

竹原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、欠席委員は1名、和田委員が欠席です。欠席届が出ております。理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

9月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案12件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑、討論するときは副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑、討論することをご了承願います。

また、本日の案件で、議案第55号、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定に関する件につきましては、質問の内容によって答弁者がこの総務文教委員会以外にわたるとも考えられます。総務文教委員会としては、その議案第55号の審議のときに関係すると思われる都市整備部としまわせ創造部の担当者に出席を求めています。

また、この議案第55号の審議が終わり次第、その担当者にはこの委員会室を出ていただいて、通常の業務に戻っていただこうと思いますが、委員の皆様、それで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 ありがとうございます。

それでは始めます。

議案第49号「平成25年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

相馬課長。

相馬財政改革部財政課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成25年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件のうち、総務文教委員会に付託され

ました歳入歳出予算につきましてご説明をいたします。

まず、歳入予算でございます。18、繰入金、1、基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、184万2,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整でございます。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 2、特別会計繰入金、2、深日財産区特別会計繰入金としまして329万7,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、深日小学校の職員室の空調機が壊れたため購入するために充当するものでございます。

竹原委員長 西課長。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当課長 続きます、3、多奈川財産区特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして、5,849万2,000円を増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、多奈川地区多目的公園への企業誘致に伴う、株式会社青木松風庵と多奈川地区財産区との土地売買契約に伴う土地売払代金の一部を町へ繰り入れるものでございます。

本日、追加資料として配付させていただいております、青木松風庵土地売払代金のフローをごらんください。

多目的公園の多奈川地区財産区用地につきましては、6月28日に議会の議決を得て1万8,837.77平方メートルの土地を、総額9,418万8,850円で青木松風庵に売り払いをいたしております。

今回の土地売り払いに当たりましては、企業誘致の優遇措置が適用され、売払額の10%、941万8,000円が現地での操業後に土地取得助成金として支払われることとなりますので、その助成額を除いた8,477万850円を財産区と町で配分することとなります。

多目的公園の土地売り払いに当たりましては、土地処分配分額の49%を町に繰り入れるとともに、多奈川地区財産区は土地処分配分額の20%を多目的公園管理基金へ積み立てることといたしております。

今回の歳入補正では、町への繰入金4,153万7,716円と、財産区の基金積立額1,695万4,170円を合わせました5,849万1,886円を多奈川財産区特別

会計より一般会計に繰り入れるものでございます。

なお、町の収入のうち、40%は多目的公園管理基金に積み立てることといたしております。このため、補正予算額5,849万2,000円のうち、財産区分と合わせました3,357万円を管理基金に充当する特定財源として計上いたしております。

竹原委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 続きまして、20、諸収入、3、雑入、1、雑入としまして、739万9,000円を増額補正するものです。

内訳としましては、まず消防団員退職報奨金として60万9,000円を増額補正するものです。

内容としましては、本年5月11日付で退職した消防団員1名の退職報奨金として、消防団員等公務災害補償等共済基金より60万9,000円が歳入されるものです。

続きまして、阪南岬消防組合解散に伴う清算金として、679万円を増額補正するものです。

内容としましては、平成25年3月31日付をもって阪南岬消防組合が解散したことに伴い、清算金が生じたものです。清算金の内訳として、岬消防署に配備しております水槽つき消防ポンプ車の更新に伴う落札差金と消防救急無線のデジタル化に伴う基本設計等の落札差金などの不用額合計2,078万9,000円を阪南市岬町の負担割合により清算したものです。

以上、当委員会付託分歳入合計としまして、6,734万6,000円を増額補正予算を計上するものです。

竹原委員長 大山事務局長。

大山議会事務局長 続きまして、歳出に入ります。

資料の2ページをご参照ください。

1、議会費、議会運営費としまして10万円を補正計上するものです。

内訳としましては、深日港活性化特別委員会の委員会活動に伴う研修時報償費としまして5万円、高速道路使用料として5万円です。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 続きまして、2、総務費、1、総務管理費、4、財産管理費、集会所整備事業費としまして、淡輪16区集会所設計業務委託料300万円及び下孝子集会所改修工事130万円を併せまして430万円を増額補正を行うものです。

内容につきましては、淡輪16区集会所は昭和51年建築の木造スレートぶき平屋建て、延べ床面積が71.60平方メートルございまして、自治区の総会や班長会議並びに体操教室など、また集会所としても使用しているところです。

このような中で、築37年を経過し、各設備についてはその都度修繕しており、また、集会所の規模については、大阪府福祉のまちづくり条例等を考慮していますが、世帯数の増加により手狭となっているため増築に係る設計業務委託料を増額補正するものです。

続きまして、下孝子集会所は昭和54年建築の軽量鉄骨造スレートぶき平屋建て、延べ床面積が163.70平方メートルございまして、ふれあい喫茶やいきいきサロン、自治区の総会など地域のコミュニティ活動の場としております。また、本集会所は周辺土地より高台に位置し、そのため、進入路としまして間口が約2メートル、高さが約1.8メートル、延長が約6.5メートルのスロープがございまして、勾配が高く、高齢者並びに障害者の方々には大変ご不便をおかけしているところでございます。つきましては、より集会所への動線の利便性を図るため、スロープを緩やかに改修したく増額補正するものです。

竹原委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 続きまして、9、消防費、1、消防費、1、消防総務費の報償費としまして66万2,000円を増額補正するものです。

内容としましては、歳入でご説明しましたように、本年5月11日付で退職した消防団員1名の退職報奨金として66万2,000円を増額補正するものです。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 10、教育費、2、小学校費、小学校管理費としまして329万7,000円を増額補正するものです。

内容としまして、深日小学校の職員室には4台のエアコンが35年前の昭和53年に設置されました。4台のうち、2台が平成15年、平成17年に故障し、何とか扇風機などにより空気を循環させ、凌いでいましたが、この8月8日にもう1台が故障し、最後の1台の稼働だけでは室温をはかったところ35度にも達していました。そして、最後の1台も強い稼働を継続していたためか、8月28日に室外機が働かず故障し、扇風機で夏休み勤務をされている状態でした。

また、今後、冬場にも暖房が使えないことから、労働環境の改善のため早急に更新する必要があるため、補正するものです。

なお、財源につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、深日財産区特別会計の繰

入金を充当するものです。

3、中学校費、中学校維持補修費としまして53万円を増額補正するものです。

内容につきましては、岬中学校の体育館にはバレーボール、バスケットボールなど各種クラブの練習をするため、平成2年に間仕切りネットを設置しましたが、この7月下旬に高所に設置しているネットが滑車に絡みついて引き出せない状態になりました。また、ネットにつきましても、老朽化のため複数箇所で破損しています。現状のままではボールが交錯してけがをすることが予想されるものですので、張りかえるものです。

4、幼稚園費、幼稚園維持補修費としまして31万5,000円を増額補正するものです。

内容としましては、淡輪幼稚園の正面玄関両開き扉は、以前よりメンテナンスを行っていましたが、7月中旬に扉を開いたところ、人力では閉まらなくなり、業者により閉めてもらいましたが、開閉できなくなりました。正面玄関は非常用の避難経路にもなりますので、早急に取りかえるものでございます。

竹原委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 6、保健体育費、1、保健体育総務費、保健体育施設管理費としまして154万9,000円を増額補正でございます。これは、町民体育館の折り畳み椅子250脚を購入するものでございます。

町民体育館の折り畳み椅子は淡輪小学校時代のものを使用しておりまして、そのほとんどがさびや汚れがあったり、座面が破れたり傷みがひどく、また部品の破損や不具合等によりまして、数も半減しておるような状況でございます。利用者からも以前から改善要望があったところでございます。

また、既存の椅子を使用することになりますと、改修工事によりまして、張りかえた新しい床に傷がつく可能性が高いということで、床に傷がつきにくい仕様の椅子に切りかえるものでございます。

なお、既存の椅子につきましては、使用可能なものにつきましては、野外活動用として生涯学習課で保管、利用する予定としております。

竹原委員長 西まちづくり戦略室理事兼企業誘致課長

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当課長 続きまして、13、諸支出金、1、基金費、5、多奈川地区多目的公園管理基金費、多奈川地区多目的公園管理基金費として3,357万円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、多奈川地区多目的公園の企業誘致に伴う土地売払額のうち、多目的公園管理基金に積み立てる額を補正計上するものでございます。

歳入で説明させていただいたとおり、多奈川地区多目的公園の維持管理費を賄うため、財産区は土地処分配分額の20%を、町は町の収入となる額の40%を管理基金に積み立てることを定めており、株式会社青木松風庵への土地売り払いによる収入のうち、多奈川地区財産区の基金積立分として1,695万4,170円、町の基金積立分として1,661万5,086円、合わせまして3,356万9,256円を多目的公園管理基金に積み立てるものでございます。

以上、当委員会付託分合計といたしまして、4,432万3,000円の補正予算を計上させていただくものでございます。

竹原委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。田島委員

田島委員 なければ、ちょっと何点かお伺いしたいと思います。

歳入は結構です。歳出の部分で、小学校管理費で今、説明いただいたんですけど、職員室のクーラー4台の中で2台が故障して、35度の高温で、職員さんが夏休み大変やということで、これは何も異論はないんですけども、ただ、確認したいのは、別に職員室に4台、快適なものを入れたげるということは労働上、本当に大事なことですけど、ただ心配するのは、教室はどうなってるんですか。教室はゼロですか、クーラーというのは。生徒も快適な授業を受けたいと思うんですけど、その点、教室等については設置されているのか、されていないのか、まずちょっと説明いただきたいんですけど。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 小学校等につきましては、普通教室等についてはクーラーは設置しておりません。特別教室については全て設置をしております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 そしたら、全校特別教室以外は全クーラーなしで勉強しているということですね。

先生も35度で大変な教員生活するんで、生徒も35度ぐらいになったら大変な勉強と思うんですよね。1室に何名か生徒数があるのに、ちょっと何か不合理な気がするんです、私としたらね。

ただし、それは財政的に大変な金額になりますので、今後、そういう検討も考えておられるのか、また岬町以外の学校の施設の教室にはあるのかないのか、そんなのも一応調査されているのであれば、ちょっとお披露願いたいんですけど。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 ちょっと財政の裕福な田尻町等については普通教室にも設置されておりますが、基本的には小学校、中学校につきましては夏休み等がありますので、普通教室等には設置しておりません。

ただ、扇風機で対応している学校もございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 財政的な問題があると冒頭に言いましたとおり、教育というのは大事なものですので、やはり、今後そういう方向性に財政の配分を請求なりしていただいて、担当のほうからね、そして財政が潤うてきたらぼちぼちクーラーも設置してあげたいなど、かように思いますので、これは要望としておきます。

歳出の保健体育室施設管理費、先ほどご説明いただきました、新しい町民体育館ができたので、備品として腰かけはさびたり、それは醜い感じで、使用できなかつたらそれは使えないということで了解しておりますが、ただ、折り畳みの椅子250脚設置していただいたんですけれども、この町民体育館というのは多目的に皆さんが利用するので、250脚で足りるのか、要望数は何脚あったのか。

そして、古い分を備品として何脚置いているか、この点ちょっと説明願いたいと思います。

竹原委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 まず、既存のある分は、大体百二、三十脚というところですよ。もともと、以前は300脚以上あったように聞いております。

ただ、先ほども言いましたように、不具合等がございまして使えなくなったものがふえてきて、百二、三十脚になっておるというところでございます。

それから、今、椅子を主に使うのはダンスの大会ですとか、講習会、集会、それから選挙のときにも使用してるわけなんですけども、一応、ダンス大会のほうでは250脚程度が必要だと聞いております。

ほかの講習会、集会等を見合わせますと、最大250脚かなということで、今回250脚を要望させていただいたところです。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 ありがとうございます。

一番心配していたのは、要望された250脚をそういうように設置されたのかという、

その確認だけしかかったわけで、要望どおり調達していただいたということはお礼を言わないかので、一つ要望どおり事業化されたということで確認をさせていただきました。

竹原委員長 反保委員。

反保委員 あまり細かいのはちょっと苦手なんですけど、淡輪16区集会所設計業務委託料300万円、集会所の増築に伴うということですが、この設計業務300万円を出すということは、非常に増築自体が立派な増築になるんでしょうか、それだけの質問です。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 既存の集会所と同程度の、今回、延べ床面積を考えております。約170平方メートル前後かなと考えております。

竹原委員長 反保委員。

反保委員 すみません、もう一度お願いします。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 既存集会所は71.60平方メートルございます。今回の増築部分も同程度の面積を予定しております。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 今、担当者から増築規模につきましての説明させていただきました、現有面積が71平方メートルで、それと同じ規模の面積を増築する方針で考えております。

そうすると、なぜ、70平方メートル前後の増築になるのかということですが、集会所の設置面積については、町の方針といたしましては、自治区の規模にもよりますが、1世帯当たり0.5平方メートルから1平方メートル程度を算定基準としており、また、その利用実態と今後の利用状況を踏まえまして設置しておりますが、この淡輪16区集会所は、現在、世帯数が259世帯という状況ですが、ところが実際71平方メートルしかなく、1世帯当たり約0.28平方メートルという状況にありまして、町が考える基準以下ということで、町の基準を満たすためにも、最低限その倍の70平方メートル程度の増築か、また、今後の集会所利用状況を考えますと必要になるということを、町としては考えているものであります。

また、既存の71平方メートルの集会所につきましては、昭和52年に建築した木造の建物ですが、旧耐震基準による建物となっております、これを今後利用するに当たりましては耐震の補強が必要であろうということもありまして、現有建物の耐震診断も含めまして、今回委託料300万円を計上させていただいた次第でありますので、ご理解願いた

いと思います。

竹原委員長 ほかに。川端委員どうぞ。

川端委員 先ほどの田島委員の学校の空調設備についての質問にちょっと関連してなんですけれども、泉佐野市が交付金を活用して空調を設置していると聞いているんですが、その辺、情報入ってないですか。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 大変申しわけございません。その辺の情報についてはつかんでないです。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 そう聞いているんですよ。私、きょうはこの委員会来るに当たって、ちょっと泉佐野市の友達に何の交付金を活用しているのか問い合わせた返事がないままここに来たので、質問は見合わせていたのですが、そういうふうには聞いているんですね。一回調べてほしいと思います。

それが事実であり、活用が可能であれば、また当町も、また来年というたらいいのか、考えてほしい。これだけ暑かったら、一般質問でも今回ありましたし、ほんと、これ、夏休みはあるものの、まだまだ残暑も厳しいですし、テレビでも、ニュースでも皆さん、これだけ省エネ省エネ、エネルギーを節約しようとは言いながらも、クーラーをつけましようと言ってる時代やから、やっぱりきちんと考えてほしいということをここで言っておきたいと思います。

次、よろしいですか。

議会費のところの10万円、研修費というのが10万円なんですけれども、これは深日港活性化特別委員会活動にしか使えないのか、それとも、またほかにも特別委員会が設置されてて、ほかの特別委員会でも、研修が必要となったときにはこれを使えるのかということをお聞きしたいと思います。

竹原委員長 大山局長。

大山議会事務局長 このたびの議会運営費の10万円は、一応、深日港活性化特別委員会に適用するために計上させてもらったものでございます。

もし、必要とあれば、またいろいろ議会費の中から調達させていただこうと思っております。

竹原委員長 ほかにございせんか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 ちょっと意味が、意味というか、理解不足で教えてほしいんですけども、支出の3ページの部分で多奈川地区多目的公園管理基金費、この管理基金費というのはほぼわかってるんですけども、ちょっと勉強したいと思ひまして、管理基金費というのはどのような目的で、そして使われるのかということは意味はわかっているんです。

その中で、現在、管理基金費を運用して、そういう事業をされているのか、されていないのか、まず教えていただきたいと思ひます。

竹原委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当課長 多目的公園管理基金につきましては、名前のとおり、多目的公園の維持管理を行うために必要な税源を賄うものとして制定させていただいているものでございます。

この多目的公園管理基金につきましては、現在9,400万円ほど基金の積み立てを行っておるところでございますが、多目的公園内の企業誘致に伴う収益の一部を積み立てて、多目的公園の維持管理を行うための財源を今現在積み立てているところでございます。

現時点ではまだ多目的公園の管理活動が行われておりませんので、ただ、以前、平成の通り抜け、いわゆる安藤桜の基金をいただいております、これについて、この多目的公園管理基金に積み立てております、この桜の管理として、100万円弱程度毎年取り崩しをさせていただいているところでございます。

竹原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 そしたら、今現在、植えている跡地の樹木等についてもその基金、桜の通り抜け等の部分の原資で賄っているんですか、管理は。例えば、剪定とか散水とか、そういうもので賄っているかどうか。

竹原委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当課長 今現在、管理基金を充当させていただいておりますのは、平成の通り抜け基金をいただいて植えた桜400本の維持管理費としてのみ使っております。

そのほか、今、公園内の植樹等についての維持管理については、現在はこの基金費を充当しておりません。

現在の多目的公園については、まだ管理形態が定まっておきませんので、現時点は大阪府の職員並びに岬町の私どもが現地に行きまして、今年もそうなんですけども、旱水期に

は水やりやったり、桜の消毒などを職員の手で、現在実施しております。

今回、6月の補正で委託料として認めていただいた部分につきましては、現在グラウンド等の利用をしておりますけども、グラウンド等の利用でちょっと見苦しい場所等については、シルバーを使いまして、一部草刈り等を実施しております。これらについては、最終的にこの基金を充当させていただく予定をいたしております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 そしたら、散水とか、いろんな植物等の管理は十分されているのかということ、先般、他の常任委員会で数本ほど枯れていると、これ、数本でよろしいですか。私の知る限りと、他の委員会で答弁された、数本枯れてると。

松等については、今、松枯れとか、それはやむを得ません。ただ、桜等、植樹したものが枯れているように感じているんですが、その枯れる原因は、やはり管理がされていないから枯れると思うんですけども、その点いかがですか。

竹原委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当課長 昨日の事業委員会の中で同じご質問をいただきました。答弁させていただきましたのは、基金を取り崩して管理している安藤桜、平成の通り抜け桜の400本のうち数本が枯れた状態にあるということをご答弁させていただきました。

そのほかの公園自身の木につきましては、昨日も答弁させていただいたんですが、今年、非常に降水量が少なかったということもございまして、残念ながら昨年植えた木等がかなり傷みまして、枯れた状態になっておるのは事実です。

なかなか今現在、我々職員の手で管理をしているということもございまして、十分な植栽管理ができてないというのも事実で、それが一部枯れた要因であるのも事実かなと考えております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 そういうことで、干ばつとかそんなんあるんですけど、問題は山肌をはいで、結局、そういう植物が育つ土壌の環境になってないのをわかりながら植えるということは、やはり散水をもっと小まめにやらないと、せっかく植えたものが枯れた、そしたら何をしたことになるでしょう。見た目も見苦しいし、ということ。

やはり、管理費等を使うのであれば徹底して使っていただきたい。ということは、私、以前、もうかなり前に、今やめられた職員おるんですけども、私は梅を植えなさいと言っ

てるにもかかわらず桜に化けたと。それは結構ですよ。しかし、植えるときはこのような土壌に適した植物を検討して、こういう土壌改良するとか、土壌を検討して適したものを植えなさいと僕は言うたわけです。しかし、桜に化けてしまったんですけども。

しかし、そうした桜はなぜ枯れるんやということを私はずっと今まで思っていたので、ちょうどいい機会ですので申しあげましたので、一つ要望として、これから植樹したら責任を持って、やはり散水なり、肥料をやるなり、一つお願いしたいと思います。

でないと、ああいう立派なところに枯れていたら見苦しいですので、ひとつ担当課としたら、そういう指導をしていただきたい。

今後、また見守りますので。

竹原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第49号「平成25年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第49号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第52号「平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 委員会資料の4ページをごらんください。

平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入です。2、繰越金、1、繰越金、1、繰越金、前年度繰越金としまして32

9万7,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、平成24年度決算に伴い、その一部を繰出金に充当するための財源調整です。

次に、歳出です。2、諸支出金、2、繰出金、1、繰出金としまして329万7,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、深日小学校空調機器設置に係る経費を一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分計としまして329万7,000円です。

竹原委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第52号「平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第52号は本委員会において可決されました。

議案第53号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について議題とします。

本件については、担当課から説明を求めます。中田理事。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 委員会資料の5ページをごらんください。

平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入です。1、財産収入、2、財産売払収入、2、土地売払収入としまして9,418万9,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、多奈川地区多目的公園内の企業誘致に係る土地売却収入について、財産区基金費に3,569万7,000円、及び繰出金に5,849万2,000円を充当するものです。

次に、歳出です。2、諸支出金、1、基金費、1、多奈川地区財産区基金費としまして3,569万7,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、用地取得助成金の941万8,000円、また土地売却収入より本助成金を除いた51%より多目的公園管理基金の20%を繰り出し、その残額の2,627万9,000円を併せました3,569万7,000円を基金積立金に充当するものです。

続きまして、2、繰出金、1、繰出金としまして5,849万2,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、多目的公園管理基金としまして1,695万4,000円、また町収入となる4,153万8,000円を併せました5,849万2,000円を一般会計繰出金とするものです。

以上、当委員会付託分計としまして9,418万9,000円です。

竹原委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第53号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第53号は本委員会において可決されました。

議案第55号「岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定に関する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

まず、先ほど部の名称を言っていただきましたが、課としてはどういう課になるんですかね。担当は、空き地、空き家と言いますと。

竹原委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 この条例が制定されますと、担当につきましては多課にわたります。というのは、空き地等の管理につきましては住民生活課、それから、建物の倒壊しそうな恐れのあるものとなりますと建築課、それから空き地の有効活用、これにつきましては、現在、担当部署はどこということは決まっておりますが、今はまちづくり戦略室の企画のほうで担当を今しておるところでございます。

竹原委員長 奥野委員、どうぞ。

奥野委員 今、担当課をお聞きしましたので、もう少し中身をお聞きしたいと思います。

第5条で、町の責務というところがあります。その条項の中に、「必要な施策を総合的に策定し」という、条文があるんですが、この辺はより具体的に何かもう決まった施策というのを考えてられるのかどうか、お願いします。

竹原委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 「必要な施策を総合的に策定し」ということで書いておまして、まず、岬町の総合計画がございます。その第4次岬町総合計画の中の基本政策の6、この中で空き家について、防災、防犯などの居住環境の向上を図るため空き家対策の検討を進めますということで、総計の中でまず挙げております。

それと、岬町住宅マスタープランというのがございます。この住宅マスタープランの中では、空き家ストックの適正な維持管理と活用ということで書いておまして、今の岬町の現状をここで書いております。

これにあわせて、今後、建物で有効活用できる空き家につきましては、有効活用できる

ような施策を設けてまいりたいと思っております。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 今、南室長からの答弁でいくと、これからより有効に活用できるように、もう少し検討を加えていくという内容であります。それは今わかりました。

実際、これから運用していくにつけて、第7条ですかね、町民等の責務ということになってきて、やはりそこで各区なりの空き地がきれいになり、草もきれいになり、空き家も危険な家屋も整備されるというようなことで大変結構なことだと思うんですけども、その所有者がわからないというか、持ち家の方がわかればいいんですが、所有者の方が亡くなったり、相続登記ができていない場合、近くの方が調べてもわからない、調べる方法が実際、何て言うんですか、税務課の台帳を調べてもそれから先は個人保護条例があつたりで一步踏み込むことができないので、やはりそこは町との連携、担当課との連携というのが重要になってこようかと思えますけれども、その辺の担当課と自治区というか、近隣の方々との連携というのはどうお考えでしょうか。

竹原委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 第7条のところに、第2項で、空き家及び空き地を発見した時ということで、この前段には町民等は人の生命、身体または財産に対して危害を及ぼし、または及ぼす恐れのある空き家及び空き地を発見したときは、町にその情報を提供するものとするということで、まず、住民さんがその管理不全な空き家等を発見した場合には、行政のほうに連絡をいただくということになります。

それを受けて、町のほうはその次の第8条並びに第9条があります。実態調査、それから、場合によっては立入調査等ということで、この後にも続いていくんですけども、それが適正に管理されてなかったら、第10条のほうで、助言または指導ということで、町としては、そこの所有者を特定をいたします。特定した中で、そこに文書等で改善を申し入れられるという運びになります。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 今、第7条からずっといろいろ助言、勧告、処置命令、公表、代執行というところまでずっと一連のものを書いていただいているので、その流れは良くわかるんですけども、実際、これを本当にどこまで町内を張りめぐらせてきれいにするかという、大変職員の数もやればやるほど手もかかり、時間も掛るようなことになろうかと思いますが、町として、担当課が本当に住民からの今までたまったものがどっと来るのかなという気がしますが、

その辺、職員の増強なりも必要になってこようかと思えますけれども、その辺はいかがでしょう。

竹原委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 今現在、空き地で草が生えてるという状況になった場合に、もう既に住民生活課等が対応をしております、今回、この条例の中で特に新たなものとなりますと、空き家を有効活用していくという点になろうかと思えます。

それと、倒壊しそうな空き家、これについての最終的にはここで代執行という形も書いておりますが、そこまで至るまではかなりのプロセスを経た上で行うという形になります。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 あと何点か、2点ほどいいですか。

今、ちょうど南室長のほうから代執行という発言がありましたので、最終的にはそういう法的な処置になろうかと思えますけれども、実際、所有者がつぶしたいと思っても、費用がどうなのかというところがあるかと思えますし、つぶしてほしいけど費用がない、だから法的に処理しようということだと思いますけれども、その辺は最終的には、そういう行政代執行法に基づいて、最終的にはそれを処分したり、そこから費用を徴収するという事で理解したらよろしいんでしょうかね、これは。

竹原委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 仮に、代執行までいってしまった場合は、今、奥野委員さんが言われてるように、所有者の方から経費を最終的にはいただくという形になるんですが、行政としましては、代執行に至るまでかなり助言、指導、また命令とか、土地所有者の方、また空き家を持っておられる方と十分な話をした中でこの条例を使っていきたいと思っておりますので、代執行というのはここには挙がっておりますが、最終的な手段であると理解していただきたいと思えます。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 最終の第17条の有効活用というのが、これが一番この条例の制定の最終目標であろうかと思えますけれども、空いているところを有効に、どなたかに入っていただいて人口増につなげる、税金増収につなげるというのが、これが岬町の今後の有効活用のメインになろうかと思えますので、この条例はこれでどんどん進めていただきたいと思えます。

それで、貝塚市だけがこの制定をされているように、本会議場で答弁あったと思えますけど、貝塚市はいつごろされて、その後、どんな状況であるのか、参考にお教えいただき

たいと思います。これで最後です。

竹原委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 貝塚市のほうは、条例の名前といたしましては、「貝塚市の環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例」を制定をしております。

それにつきましては、昨年4月から施行をしております。

本会議で申しあげましたおり、近隣で、貝塚市が議員提案により整備をしております、現在は、その条例が先に制定されたもので、制度については、現在、担当部局で詳細について検討を進めていると、聞き及んでおります。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 私の方から補足説明をさせていただきます。本条例の制定の趣旨につきましては、2点ございまして、まず、1点目は、本条例の制定により住民の皆さんの住環境の向上を図るということでございます。老朽化した住宅が周辺環境を阻害するため、改善してほしいという要望が自治区長さんや近隣住民の方から町に寄せられており、担当課で取組んでおります。しかし、当該住宅の所有者の生活も厳しい状況の中で、なかなか解決できないという現状があります。こうした状況を踏まえ、町としては条例を制定し、所有者との協議を進めてまいりたいということが一つの狙いとしてあります。そうすることによって、周辺住民の環境と安全、安心の生活環境が確保できるのではないかと考えております。

次に、2点目は、空き家や空き地の有効活用でございます。奥野委員からのご指摘にもあったとおり、岬町は高齢化が非常に進んでおりまして、空き家、空き地が相当数ございます。空き家、空き地の活用が大きな課題となっておりますが、空き家や空き地は個人の所有となっている場合が多く、行政が関与できない部分がございます。また、現在、農地法の改正に伴い、農業公園という形で観光を誘致してるところもございまして、本条例の制定により、これらの空き家、空き地について、所有者に空き家登録、空き地登録を行っていただき、町が所有者との間に入って、岬町で農業をやりたい、作業をしたい、空き家を探しているという方に紹介し、地域の活性化、空き家対策の活性化を図ってきたいと考えております。したがって、住環境の向上と空き家、空き地の有効活用という2つのねらいを踏まえた条例になっております。

空き家、空き地に関する条例につきましては、貝塚市さんのほうがさきに制定されておられますが、本町は大阪府内で2番目に高齢化率が進展し、人口減少も進んでいることから、空き家、空き地が相当数ございます。こうした状況に対応するためにも、いち早く本

条例を制定し、政策を打ち出していきたいと考えております。

このような取組を進める中で、最も問題になるのは、どのような組織体制で取組むかということでございます。先ほど職員の話がございましたとおり、空き家、空き地への対応に取組むため、この問題に専従する課を設置するののかという問題がございます。現在、空き家や空き地への対応につきましては、住民生活課や産業振興課で連携を図り取組んでおりますが、このような体制で円滑に取組むことができるのかという懸念もあるかと思えます。先日の一般質問で観光分野に専従する課を設置するののかという質問に対してもお答えしたとおり、組織の強化を図るためには観光に取組む係程度のものについては設置が必要ではないかと考えております。

これはもちろん議会の皆さん方のご協力を得ながら、観光に力点を置いていきたいと、そういう思いで条例化を図ったということでありますので、この辺はご理解を賜りたい、このように思っております。

竹原委員長 小川委員、どうぞ。

小川委員 何点かお願いします。

有効活用という言葉が出てくるんですけども、その有効活用について、具体的な有効活用、例があれば教えていただきたい。

それと、第6条について、第1号から第10号までの内容も読みますと、やはり近隣の住民、また岬町の住民、他所から来る方々に迷惑がかかる、管理不全な状態と書いておりますが、このとおりだと思うんですけども、これを解消するに当たって、代執行という言葉が出ましたが、その以前に、公費を投入して岬町の財源を使ってでもこの条例を維持するようなお考えがあるか、この2点お願いします。

竹原委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 空き家の有効活用の点について、説明をさせていただきます。

まず、第17条のほうですが、空き家の有効活用についてはということで、移住、定住等による地域の活性化を推進するため、自ら利用する見込みのない空き家を第三者への賃貸、譲渡等により有効に活用するよう努めるものであるということで書いております。

これにつきましては、使用可能な空き家をお持ちの所有者の方等は、町のほうに登録をさせていただくという形になります。

町のほうで、その登録を受けますと、町のホームページのほうで、こういう住める空き家があるということのを空き家の有効活用したい方に対して情報を発信します。また、通称

名としては、空き家バンクというような言い方になろうかと思えます。

それと、2点目の第6条から第10条までということで、所有者等の責務、または町民等の責務とか、実態調査、立入調査等が発生をしまります。

これについて、公費を投入するの点という点につきましては、町の職員が当然これにも従事するということとなりますので、人件費的なものが必要になってこようかと思えます。また、最終的には、仮に代執行までいくとなれば、それは一時、費用を立てかえるような形で税の執行、公費の投入ということで、最終的には、その空き家等の所有者の方から回収することになります。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 1点目の質問については、おおむね理解いたしました。

2点目の質問については、例えば第6条第1号、空き家の老朽化が著しく、倒壊の恐れがある、私の質問は、代執行にいくまでに、例えば公費で解体をし、その土地利用を町が賄って、例えば農地を貸したりして、公費とする予定があるか。予定があるかというより、それぐらいの覚悟でこの条例を全うしていければ良いかなという考えで質問したんです。その点どうですか。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 一個人のために公の税金を使う、投入するということには様々な制約がございます、これは小川委員ご承知のとおりだと思います。

こうした中で、空き家等の倒壊により周辺住民に危険が及ぶという状況においては、代執行という形で町が建て替えを行い、危険な建物を整理をするということは、当然必要ではないかと考えております。

代執行を行う場合、公費ですから、担保も必要になるかと思えます。その場合には、その土地、また関係者に対してそれなりの法的措置を取ってやるという方法が一つあると思えます。

また、空き家を整理するのに町の財源を使えるのかということについては、様々な課題があることから、十分な検討を行う必要があると考えております。

私どもが申し上げているのは、建物の危険度が高く、地権者がやむを得ない事情により対応できない場合の措置を代執行という形で執行するということで条例化をしております。

さらに、罰則や過料の適用という議論もございますが、本町ではまだ必要ないのではないかと考えております。

それともう1点、空き家、空き地の有効活用については、これまで田んぼを貸したら耕作権により、民同士で貸し借りが困難な状況にありましたが、農地法の改正により、行政が仲介することによって賃貸契約の締結に当たっては耕作権は付与されないこととされました。

空き地の有効活用を図るため、トイレや道路の整備といった問題もございますが、空き地を農業公園という形で位置づけを行い、活用していくということも今後の政策の一つではないかと考えており、本条例はこうした内容を踏まえた条例となっております。

ただし、これらの整備に公金を投入するという点については制約がありますので、その点については、十分検討を行いながら進めていく必要があると考えております。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 検討をお願いします。結構です。

竹原委員長 鍛冶副委員長、どうぞ。

鍛冶副委員長 この条例、これが本当に施行して効果を上げればすばらしい岬町になると思うんですね、環境面から。

問題は、今現在、放置している建物とか、国道26号でもあります、岬カーニバルワーフか、ああいう建物なんかでも。あれは固定資産税全てもらっていますか、抜け目なく。その辺、ちょっとお聞きしたいんですけど。

竹原委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 現在、その業者さん、持ち主につきましては税金のほうは納付いただいている状況でございます。

竹原委員長 鍛冶副委員長。

鍛冶副委員長 固定資産税をもらっているの、もらっていないの、どっち。

竹原委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 いただいております。

竹原委員長 鍛冶副委員長。

鍛冶副委員長 こういうこと、できるかどうかちょっとクエスチョンですけども、やはり、これやるからには、代執行云々という問題がありますが、きちんとやるところは草刈りまでやっていますし、それでいいんですけども、やっぱり一部の人はそのまま、火災起こってもそのまま見苦しい格好で置いているところがあるので、これは私が単独で考えているんですけども、そういう一目見て、この建物は使い物にならないというような建物

なんか、それについてはどう言うんか、税金もらうでしょう、不動産税。そのときに、この建物を潰すときには1,000万円ほどかかるなということであれば、町から届け出してから、これは一つの例ですけれども、20年間供託金、潰すための費用を供託金をもらうと、税金とは別に。20年目にどうもせえへんかったらやりませという格好で、そこまでちょっとできるかどうか問題がありますよ。そこまでやらんことには、せっかくこういういい条例、本当にいい条例で、これができりゃ、観光の岬町というんか、理想の岬町になると思いますんで、これを成功させるからにはそういう手も、今後いろいろと検討していただきたいということで、これは要望にしておきます。

竹原委員長 ほかに、質疑ございませんか。田島委員。

田島委員 急遽こういう条例を上げていただいたと、これは条例をつくるということは皆さん、先ほど質問したとおり必要やから、やはり上げていただいたと。

ただ、この他人の財物に手を触れにいくというのは大変難しい問題ですね。

結局、個人の権利、これに対して行政がどこまで突っ込めるかと、法的根拠があるのか、ないのか、それをクリアできるのか。

代執行についても何らそういう、いまだかつて、こういうものについて代執行した自治体がないわけですね。ということは、代執行についてもそれに執行費を弁済できる能力のある方があればよろしいけど、まるっきりない方にそういう公費を投入してまで代執行するのはいかなものかと、これは公費投入の是非を問わないかんという問題が起きてきますので、はっきり申しまして、ソフト的な部分でしか最初は入らなければならないと思います。

何も法的根拠あるからって、何もないと思うんです。問題は空き家、廃屋、この部分ですね。空き地も問題あるんですけども、空き家は当然私の所有で、将来使用しようと思っただけで十分な管理しています言うたら、空き家等について何ら言えないわけですね。放置されている空き家であれば、それはある程度行政指導もできますけども。

結局、問題は廃屋の問題ですね。廃屋をどうするんやと。そういうことが要因と思うんです。廃屋の要因は、結局、所有者がわからないということと、そして、所有者の経済的事情で、やりたくても管理ができないということで。そしてまた、転売して、私ども違います、転売先は検討しています、そういうことで、担保権者が競売の手続をしなかったら、これどないもできないわけですね、他人の財物ですから。

そういうことをまずクリアもしていかなあかんので、結局、いい案をこしらえていただ

いたんですけども、まだまだこの案をもっと皆さん知恵を出して整備していかんと難しいと思うんです。

その解決策はどうするかということを議論していかんと、やはり、こういう空き家と観光と、その部分、連動性があるか知りませんが、まず手をつけないかんのは、空き家よりも、空き家がそれ以上進んだ廃屋問題ですね。

今、他の委員がみさき公園のカーニバルの部分、あれ長いこと岬町の玄関口で放置していると、そういう廃屋をどうするんかということ。建築基準法で適用はしても、結局、法的に責任を問う法律があるのかと。ここですわね、担当課としては。法的に廃屋を放置しているのを建築基準法の関係で強制的な法的根拠があるのか、ないのか。あったらちょっと教えてほしいんですけど、僕はないと思うんですけど。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 どのような取組を行うにしても、行政は条例を制定しなければ何もできないわけなんですよね。これまで自治区長から何度となく空き家、空き地に対する要望があっても文書で指導する程度しかできませんでした。

本条例の主たる目的は、代執行ではないと考えています。空き地や空き家の所有者に対して速やかに対応していただきたい、このまま放置したら危険であると文書で指導してもなかなか対応していただけない。

そういった中で、先ほど委員がおっしゃったように、対応したいが経済的な問題により対応できないというところについては、条例に基づき協議を進めるほうが良いと考えています。周辺住民からの要望等では厳しい御意見をいただくことがあります、所有者に対して対応できる根拠がないと担当として対応することが困難であると考えています。

こうした状況の中で空き家や空き地の適正管理に対応していくためには、条例を制定して、しっかりと環境対策や安全な対策を講じるべきであると考えています。

条例の制定により空き家や空き地に取組むのであれば、空き家、空き地を登録制にしていただき、有効利用を図っていきたいと考えておりますので、その辺ご理解をしていただきたいと思います。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 町長の言うのはよくわかるんですわ。わかるんですけども、やはり、まず強制的に代執行する前に、一応、要因者にいろいろ交渉して、そして撤去代金等についてはあなたの財産を寄附という形で、そういう方向性に進んでいかんと、いたずらに代執行できるから

いうて、やったけども、結局、支払い能力がないと。そうなったら、公費投入の部分について是非を問われるわけですね。

そういうことで、まず実態調査の部分をうたってますねんから、第8条にね。その実態調査した台帳をまず整備していただきたい。それは、やはりパブリックコメントなりしているんですから、今回、1件のそういう回答があったんですけども、そういうことで、やはり自治区長さんなりにもお願いして、いろんな情報をいただいて、それで公務員が現地でそういう実態調査の台帳をまずつくっていただきたいと。

それにのっかって、この条例案を適用するにはどうしていこうかと、そういうことで、台帳整備していただいて、そして現況、従来の空き家であるのか、それとも危険空き家なのか、それとも、もう廃屋寸前の部分か、それを整理して、そうしたらこの部分から手をつけていこうかと、そういう、この案はよろしいんですよ。この案に加えて、また議会もいろいろ意見出しますし、行政もこの案の整備を今後していただきたいと。この案は認めますので、施行していただいて結構です、私個人としたら。

しかし、将来的にいろんな条項等について整備して、いつかは他の市町村に負けない条例案としていただきたい。

ただ、心配したのは、よそは、貝塚市がつくったから、貝塚市と岬町というのは生活環境も違うんです、家屋環境も違うんです。ですから、先進地の、いろいろ調査研究するのも大事なことですけども、しかし、当町のものに合った条例を制定しないと。よそがやっているからそれを見てきてそうせえと、そんな議論じゃ、やはり岬町として生き残っていけないと思いますので、この部分については私は賛成の意見を今言ったんですけども、あとまだまだ整備が足りませんね。廃屋に対する対応、代執行に対する公費の是々非々を聞かないかんし。ということで、いろんな面でまだまだ今後いろんな改正もしていただきたいと思います。

今のところ、私の意見は以上です。

竹原委員長 奥野委員、どうぞ。

奥野委員 もう1点だけ確認したいと思います。

先ほど、町長とか南室長の答弁の中で、農地に関しても、これ含まれると理解をしたんですけども、第2条の第2項の中で、「原則として農林業用地以外の土地をいう」と明記されているんですけども、それは農地も含むと書いてなければと思うんですが、その辺いかがですか。

竹原委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 今、奥野委員さんが質問される前に私、先ほどの町長の発言がございまして、農業公園という部分がありました。

それで、修正をさせていただこうと思ってるときに質問されましたので、この第2条の第2項のところ、「原則として農林業用地以外の土地をいう」ということで、これを除いておまして、農業公園につきましては、農業委員会等で取組んでいくという形に、今後なるということでございます。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 農業公園に絡んでだけこれがされると、一般の農地は関係ないということですね。

ですから、遊休地というか、休耕田については農業委員会、産業振興のほうの文書で、草刈ってくださいという扱いということですね。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

川端委員、どうぞ。

川端委員 ずっと皆さんの質問、また答弁をお聞きしながら、自分なりにちょっと理解を深めているんですけども、今、農業公園とか出てきてましたが、別に農地をあれするんでなくて、農地法改正によって農地以外の建物とかをまた農業公園に持っていけるというように受けとめたんですね。

それとあと、これはまず条例制定して、これからが始まりであって、今からそれが、代執行に至ったときには、そのときに公費を使った場合には、その公費が戻ってくるように、また現物でもって対応できるようなことも考えていくのかなと。そうでないと、税金がそこかなり使われても困りますのでね。

いろんな皆さんのご意見を聞きながら、これからこの条例をまず制定して、そこからスタートして、いろいろこの条例がいかに岬町にとって生かされてくるのかなと捉えてますので、これからが始まりかなと捉えております。

あと、現実にこの第6条の中の5番目の、動物等の住みかになることというところを見てまして、現実にこういう問題が私の近隣でも起こってまいりまして、本当に、私の住んでいるところは岬町の中では市街地になるところなんですよね。そういう中で現実に、そこは空き家が二、三軒固まっている、そこに庭の草のところにイノシシが住みついているということで、それで区長さんがすごく真面目な方やから大変苦慮されまして、また、いろんな方のご尽力をいただいて、とりあえずは檻を置いたものの、設置したものの、今後

についてのいろんなことを区長さんがすごく苦慮されてるわけなんです。

その点で、私が今回、まだ区長さん、ずっと苦慮されているので、私も毎日のように、区長さんのところに行ってお話を聞いたりしているんですけども、これからますます、本当に区長さんの役割というのか、やっぱりいろんな地域の皆さんからの要望、いろんなことが来たときに、本当に真面目な区長さんがどうようにしていこうかということで苦慮されると思うんです。

そうしたときに、本当にこの区長さんを、かなり行政としてもフォローしていただかないと、せっかく区長さん頑張っているのに大変やなと思いますので、その辺を区長さん任せにするのではなくて、何とかして行政が区長さんの力になっていただいて、区長さんが本当に頑張ってもらえるようにしていただきたいなということを思うんです。このこと通してね。

竹原委員長 答弁よろしいですか。

ほかに質疑。田島委員。

田島委員 最後に1点だけ、要望を言っておきます。

この第1条で、「基本理念を定め、町、所有者」となっていますが、町とうたってますので、町も管理責任ありますので、町の所有の空き地等々があれば、いま一度見直していただいて、その部分も管理しておかないと、やはり住民には、そういう行政指導もできませんので。場所は特定して言いません。しかし、空き地になるのか、丘陵地帯になるのか、それは十分ありますので、担当課のほうは十分精査して、台帳に載せるなら載せて、今後、そういう具合に、まず町から、自らそういう適正管理をしていただいて、そして住民に訴えていただきたいと、これは要望しておきます。

竹原委員長 ほかにございませんか。反保委員、どうぞ。

反保委員 こういう条例をつくっていただいたら、私としては非常にありがたい話でございます。

というのは、この私ら小さい自治区に庭つきの立派な空き家が4軒ございます。そして、普通の建て込んでいるところの空き家、これも五、六軒あって、10軒以上の、小さな地区ですけど、10軒以上の中に庭つきの立派な、庭師の入っているおうちが丸々の空き家がありまして、庭師の入っているところがうち2軒、庭の手入れのないところが2軒。その庭のないところへ私、自主的に、管理者ではないんですが、周りからは管理者扱いされて、私、庭に入っているんですけど。

立派な松でも、当然、成長すれば道の上に出てくるし、そういう枝関係なしに、私、出

てきたら松の枝切っているんですわ。そういうの見て殺生な人やという人と、しゃあないなという人と分かれるんですけど、こういう条例が制定されれば、非常に肩も軽くなるし、ありがたい話やと思います。

当事者の立場として発言させてもらいました。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 私のほうから1点質問させていただいてよろしいかね。

鍛冶副委員長 竹原委員長。

竹原委員長 本会議の説明の中で、空き家の数を平成25年7月現在で、000軒あるのではな
いかと言われてたのは間違いございませんでしょうか。

鍛冶副委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 空き家の数について、ちょっと説明させていただきたいと思います。

平成25年7月1日現在で、約2,000戸の空き家が存在すると推計されます。

それから、過去のちょっと古いデータでは、平成20年に調査をしております。これは5年前なんですけども、このときは約1,500軒ございまして、年間で言いますと100戸近くの空き家が毎年出てきているというような状況であると推計しておるところでございます。

鍛冶副委員長 竹原委員長。

竹原委員長 2,000軒もある中で、不動産屋が管理しているところもあると思うんですけども、どないしようもなく放ったらかしの家もあると思います。それが有効活用できるのはいいことだなとは思っています。

また、条例が可決されてできたときに、先ほどの幾つかの答弁の中で、ホームページ等で募集して、空き家バンクというのをつくりたいと聞きましたが、空き家バンクだけであるのか、空き地バンクもあるのかどうか、それ1点確認させてください。

鍛冶副委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 当初は、空き家を想定しておりまして、空き家バンク、空き家の部分だけをそこで紹介していくという状況になろうかと思っています。

鍛冶副委員長 竹原委員長。

竹原委員長 おおよそ、どのぐらいを目標にとかというのは決めておられないでしょうか。数的に、200軒ぐらいを目標にしているとか、そういうのは特にございませんか。

鍛冶副委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 目標の数値について想定はしておりませんので、この条例をホームページ、
回覧等で周知したときに出てくる件数という部分で全て挙げていきたいと思っております。

竹原委員長 私の質問は以上になります。

それでは、ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

まず、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 なさそうですので、田島委員、どうぞ。

田島委員 本条例案については、完璧なものでないと思うんですけども、やはり、空き家、空き
地等の適正管理の責を問うのは、やはり行政側からこういう条例をつくるということが一
番大切なものであり、ぜひとも必要と私は思っていますので、本件については反対すべき
ものではございませんので、賛同すべき条例と思いますので、賛成討論としておきます。

竹原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号「岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定に関
する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第55号は本委員会において可決されました。

委員会当初にお諮りしたとおり、ただいまより都市整備部並びにしあわせ創造部の担当
者の退室を求めます。

(担当者退室)

竹原委員長 議案第56号「岬町税条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思
います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号「岬町税条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

議案第58号「岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、理事者から追加資料の提出がありましたので、その資料について担当課から説明を求めます。

竹原委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 岬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する案について、追加資料を配付させていただいております。お手元の資料をごらんください。

最初に、消防団員数の推移についてですが、岬町消防団では、平成16年では127名の団員数がありましたが、平成25年9月1日現在では、団員数が106名となり、団員数の減少が続いている状況であります。

あわせて、消防団員の年齢構成について図示しております。

まず、60歳以上が7名、50歳以上60歳未満が16名、40歳以上50歳未満が49名、30歳以上40歳未満が29名、18歳以上30歳未満が5名となっており、40歳代が消防団員の年齢構成の中心となっております。

今回の条例改正では、消防団員数の適正な確保を図るとともに、団員資格として、岬町

在住に在勤要件を加えるものです。

追加資料の説明については以上です。

竹原委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんでしょうか。

田島委員。

田島委員 今、消防団員の推移について説明いただいたんですけども、年々、団員の退職された、その後の補充等がちょっと寂しいと思うんですね。

説明のとおり、120名の定数に平成25年度は106名と、本当に今は大火災もなく平穏ですが、いつこういう災害が発生するかわからない毎日です。一つ確認したいんですが、団員が減っていく中で定員を確保するには、何か方策等をお持ちでしたら、ちょっと説明してほしいんですが。団員の補充の部分について。

竹原委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 団員確保につきましては、各方面の皆様方にご協力をお願いしているところであり、特に地元の区長様初め団員の皆様にも自分の知人、知り合い等にもお声がけをしていく中でその確保に当たっていただいているという、非常に苦慮していただいております。

我々もそういうところを受けまして、年々減少している状況の中で、今年度からは特に消防活動におきましては、ホームページのほうで団員募集を広くやっっていこうという考えを持っております。

今回条例改正を提案させていただいてまして可決されましたら、早速、団員募集を積極的に、例えば事業所のほうにも出向きご協力の依頼をしていきたいとは考えておるところです。

また、今、言いましたようにホームページのほうにも団員募集ということで掲載をさせていただければと考えているところでございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 大変どこの自治体でも深刻な問題と思うんです。消防団員の確保、やっぱり年齢制限もございまして、そして、職務等々で枠内に入れないということがあるので。

過日、大阪府町村議長会の会長として総務省のほうの消防長とお会いして、この現況についてお伺いしたんです。消防長いわく、増員するには公務員、自治体職員の後援部隊といいまして、団員にかわるべき組織も組みたいと、そういう内容的なお話しをしたわけですね、町村議長会代表でね。

ということで、消防長のほうもそういう考えをお持ちですので、やはり岬町としても以前あったように、職員さんのそういう予備団員も後援部隊として組織化しておけば、現在の団員の足りない場合の補充もできると思うんです。

そして、年齢制限も一つ加味せんと、何も現場に行かなくても後方で指揮できる、一応年齢いった方は知識人ですので、そういうことで年齢制限引いてしまって、本来知識ある方は現場活動の補助、指揮をするのに必要な人材と思うんで、あまりにも、年齢制限引いてしまったら、まだまだ大切な知識ある方を退かすというのも、またこれ忍びない話ですので、この点についていかがですか。

竹原委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 消防団員の減少につきましては岬町の課題ではなく、全国的な課題でもありまして、田島委員ご指摘のように公務員の団員、以前もあったということですが、岬町におきましても常備消防がない時代に職員によって構成をし、分団を形成していたという経緯がございました。

こういうことにつきましても、消防庁のほうから指針なりが出てくれば十分検討していかなければならないとは考えておるところでございます。

また、これまで培ってきた消防団員の知識を生かすためにも年齢制限というのをできるだけ取っ払ってという主旨の質問だと思いますが、条例上では、以前60歳であった年齢制限を65歳に引き上げて対応させていただいております。また、町長が特に必要と認める場合はその限りでないということで一定の対応をさせていただいているようなところであります。

そういった経験豊かな方々がいつまでもそういう後輩の指導、また、知識、ノウハウを伝授していただけるということは非常にありがたいと思っておりますので、そういったところも適宜調整しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 この点については、そういうぐあいに検討していただきたいと、要望をしておきます。

もう1点だけよろしい。

大震災、津波等被害を受けられた地域のことですけれども、消防団員の活動の部分について万が一大阪にそういうのが発生したら、消防団員の災害に対する指導とか、自分の命を守る等々の、そういう指導要綱とか、そういうものを考えていますかな、検討しているかしていないか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

竹原委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 田島委員言われますように、今回の大震災におきましては、消防職員、また消防団員、警察関係者等が多く殉職されております。そういった経緯もございまして、消防団員も津波、大震災の後方支援に当たるといったいろいろな役割がふえてきているのが現実でございます。

そうした中で、消防署のほうと現在、そういう役割分担でありますとか、どういう連絡体制でいくかということなどを、近々に協議調整を行うための、準備をしているところであります。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 補足説明させていただきます。

ご承知の方もあるかと思いますが、昨日、堺市以南の9市4町で今後、南海トラフ巨大地震の発生も懸念される中で、万が一災害が起きた場合に、相互に協力を行う協定を締結いたしました。

堺市以南の9市4町で災害が発生した場合には、直ちに、各自治体が速やかに応援を行うという内容ですので、念のために報告申し上げます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 町長、今、報告していただいたように、私もマスコミの新聞で拝見いたしました。9市4町の協定結んだという、大事なことですけど。

一番心配するのは、今、どこの自治体もですが、消防団員さんの方の活動ですね、当然、大きな災害とかになったら、やっぱり住民の生命、身体、財産を守るんやという責任感で自分の身の安全も顧みずそういう責務に走ってしまった結果、先般の大震災で陸前高田市なんか消防団員が50名ほど亡くされているんですが、何でや言うたら、結局、水門、そういう閉める責務で行った、後方で行ったと。そういうことがあるので、今、全国的に消防署員、団員等の見直しがされているのを先般も新聞で確認したんです、私。

ということで、消防団員の任務、市町村の3分の1が断念。この部分については、結局、責務を感じて、水門とか、りっこうといって堤のふたを閉めにいくんばかりあって、自分の命を守るということを忘れてしまって、そして殉職されてるんですわ。

その中で、一番近隣で、和歌山県のかつらぎ町の消防団も、もし津波が出たら、水門閉鎖を諦めて即座に高台に避難すると、そういうことをかつらぎ町消防団も決定しているんです。この中で、消防団長が、水門閉鎖なんて死に行くようなものと方針変更をやって

るんですわ。

そういうことで、自分の命が助かってこそ住民の命を助けられるんであって、結局、生き残らなければ助けられないということで、和歌山県のかつらぎ町の消防団も静岡市の消防団もそういうことで、やはり、そういう方向変換しているんですね。

ということで、消防団も住民と一緒に逃げると、そういう信念のもとに活動したいと。しかし、住民さんから理解してもらわないと、何や、消防団員、住民助けんと先に逃げたやんと、こういう避難があるんで、それを周知徹底してあげれば、やっぱり消防団員も一旦避難して、後で救助に行くんやなということで、住民さんにもそういう、消防団員のメンツも説明してあげないかんので、この点について資料渡しますんで、よそもそういう、先進地がありますので、ひとつそういうぐあいに、まず消防団員の命がまず助かってから救助に行けど、そういう方法に指導のほう、お願いしたいと思います。

要望です。

竹原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第58号「岬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第58号は、本委員会において可決されました。

議案第61号「平成24年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入、歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の37ページから42ページをごらんください。

質疑はございませんか。

川端委員。

川端委員 この37ページの軽自動車税の減免課税分の不納欠損の7,200円、これ1人、減免課税で不納欠損にしているというので、ちょっと内容をお聞きしたいと思います。

竹原委員長 阪本課長。

阪本(隆) 財政改革部税務課長兼行革推進課長 減免課税の不納欠損でございますけども、納税者の方が生活困窮に陥ってる方という場合のものでございまして、その方につきまして滞納処分等することが不可能でございましたので、不納欠損させていただいた次第でございます。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 ということは、その方はこの車はもう、乗ってないということですか。

竹原委員長 阪本課長。

阪本(隆) 財政改革部税務課長兼行革推進課長 現車は廃車の届け等されてなくて、そのまま課税がされてるような状態でありましたので、その判明も含めて不納欠損させていただいた次第でございます。

現車は乗ってないということでご理解いただけますか。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 乗ってないけれども廃車手続もしてないんですか。

ということは、例えば、これ平成24年度でしょう。今現在廃車手続をしてなかったら、また平成25年度も税金がかかってきますよね。それはどうなるんですか。

竹原委員長 阪本課長。

阪本(隆) 財政改革部税務課長兼行革推進課長 この件につきましては、その後、課税のほうの確認、課税客体の確認もいたしまして、課税の保留ということで、来年以降は課税はいたしません。そういった状況になってます。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、来年ということは、この平成25年度は課税対象になっているんですよね。

竹原委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 不納欠損は平成24年度決算になっていますので、平成25年度からは課税いたしておりません。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 していないんですね。

竹原委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 課税客体を毎年把握することをいたしていただいて、課税しながら名義変更されてない方とか、転出されてる方とかいった調査を毎年行っているんです。

それで、全体としてその調査を行いながら、毎年、適正管理という方向で処理を行っております。

この件につきましては、平成25年度以降、課税をしておりません。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 ちょっとね、言うたら生活困窮者やから、結局、減免対象と捉えたらいいんですか。

竹原委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 生活困窮で減免になった方については、納期後に、済みません、5月30日が納期限になってますけども、それ以後に生活困窮になられた方という場合は納期到来後ですので、そういった形では減免できないような形になってます。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 ちょっと補足説明させていただきます。

まず、軽自動車税につきましては、4月1日現在に岬町にある軽自動車について課税されます。そして、税金を納める方は、当然、所有者でございます。

毎年、4月1日現在に軽自動車を所有していますと課税いたします。しかし、所有者には課税はしますが、この課税した税額を払う能力、すなわち、担税能力といえますか、その能力があるかないかによりまして、例えば生活保護者については減免措置を行いますし、そして、それ以外の理由についても税金を納める能力はないという方については、その状況を見た上で、最終的に納めることができないと判断できた場合については、地方税法に定める不納欠損措置という手続によりまして、これは毎年4月1日現在、この軽自動車が本町にある限り判断するという事務手続を行っておりますので、ご理解願いたいと思います。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 生活保護者の方は車は持てないというふうになってると思うんですけども、その状況に応じて持てるんですか。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 詳しい内容につきましては把握しておりませんが、生活保護受給者につきましても、必要最小限の所有については認められると考えております。

町税の減免につきましては、生活保護受給者もありますし、身体障がい者を対象にしたもの、これに準じた減免もありますので、そのような状況に応じて、地方税法に定める減免措置、または不納欠損ということについて担税能力を判断した上で適切な対応を取っております。今回のケースは、その判断した結果でありますのでご理解願いたいと考えております。

竹原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、一般会計の歳入についての質疑を終わります。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩とします。

再開は午後1時の予定です。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

竹原委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

一般会計の歳出のほうに入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表をあわせてごらんください。

まず、議会費について、決算書の40ページ、41ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。決算書の41ページから59ページをごらんください。ただし、47ページ目の6、交通安全対策事業費、53ページから54ページの項3、戸籍住民基本台帳費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 確認だけです。

43ページの総務費の一般管理費の中で、委託料で一番最下段の書庫整理業務委託、この部分について、金額もわかってるんですけど、委託業務の内容、事業内容、そして、その結果をちょっと報告願いたいんですけど。

竹原委員長 中田理事、どうぞ。

中田総務部理事兼総務課長 書庫整理につきましては、ご存じのように、緊急雇用の創出事業の交付金を活用いたしまして、本庁舎の保存文書と、震災による文書の倒壊や滅失者への対応及び住民からの情報公開請求の対応策としまして、本庁舎の地下書庫の整理整頓を実施したところでございます。

業務期間につきましては、8月24日から3月29日まで、延べ人員は870人でございます。

失業者の雇用率は61.5%でございまして、この間、700日を勤務しております。

業務内容につきましては、文書の廃棄から始まりまして、あと保存年限のファイルを分別いたしまして目録を作成しております。

あと、その保存リストにつきましては、データベース化をさせていただきまして、データベースによりまして検索機能、書庫にどういう書類が保存されてるかというところを整理させていただいたところでございます。

ただ、今後の課題としましては、やはり年々文書がふえてまいります。今回、運用マニュアルというのを作成しております。今後は、そのマニュアルに沿いまして文書の保存、また廃棄処分を行ってまいります予定でございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 私もそういう事業をしているのはわかっていたんですけども、下の書庫についてはどの程度の広さ、どういう文書、資料等があるとわからなかったんですけども、これは今に始まったことと違って、過去からのほんまに積み重なった文書と思うんです。

思い切って、今回、そういう書庫の整理をしていただいたと、かように思います。

なぜかと言うと、やっぱりいろんな資料がなければ議論もできませんので、そういう試みをしていただいたら雇用対策生みますけども、やはり資料というのは大事なものでございますので、データ化できるものはどんどんデータ化していただいて、そして、この作業の中で、やっぱり必要な古い文書等もなくなった経緯もたくさんあると思います。

ということで、今後、こういう作業をされて、新しい試みで事業されるんですけども、文書規程にのっとった、やはり年月も規定化されているんですけども、そういう資料化等々について、今後、そういう文書の分類、そして保管期限等々について、どのような方法で今後こういう書庫の運用をされるのか、まずちょっと説明していただきたいと思えます。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 従来から文書規則がございまして、その中で現在も運用しております。

今回の整理によりまして、その運用のマニュアルのほうも作成しておりますので、今後、各課に周知いたしまして徹底を図ってまいりたいと考えております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 ということで、これからの時代は情報公開の部分もございまして、やはり情報公開できない資料があるというのも恥ずかしい話ですので、これからはどんどんそういう文書を、かさばるものはやはりデータ化していただいて、常に情報公開のあった場合は速やかに提供できるように、一つ要望しておきます。

答弁、結構です。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、私から1点、よろしいですか。

鍛冶副委員長 竹原委員長。

竹原委員長 総務費全般にわたるといいますか、総務費だけではないんですけども、私が感じているところというのか、よく聞く話で、役場の関連する仕事をして請求書を持ってきたところ、支払いをすぐしてくれるときもあれば、少し遅くなるときもあるんだということを聞かれるんですが、そういった面において、どこかで質問したいなと思ってはいたんですけども、ここで支払いの規定というのがあるのかどうかというのを一度確認させていただきたいと思えます。

鍛冶副委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 会計管理者として答えさせていただきます。

支払いにつきまして関係する規定としては、支払い遅延防止法がありまして、その規定によりますと、原則的には請求の日から30日以内にお支払いするという内容になっておりまして、その期限を適切に守って処理しております。

また、支払い時期につきましては、毎月3回設定しておりまして、その3回の支払日の前に会計課に回ってきました支出伝票につきましては、その内容をチェックいたしまして支払いを行っているところであります。

ですので、もし、ご質問の支払いが遅くなっている要因としては、担当課から会計課にまわす伝票の処理時間に若干時間を要していることが考えられまして、会計課に回りました伝票につきましては、きちっと適正に支払いさせていただいておりますので、こうした状況を理解願いたいと考えております。

鍛冶副委員長 竹原委員長。

竹原委員長 会計管理者からそのような答弁をいただいたのですが、私の要望として、ここにおられる各課の皆さんにお願いしたいのですが、やっぱり業者から請求書が回ってきたら、できるだけ早いこと処理をしていただいて会計のほうへ回していただくよう、お願いしたいと思います。

私からは以上です。

田島委員。

田島委員 ちょっと今の問題と関連ですけど、今、総務部長がそういうぐあいに、伝票処理が速やかに上がっていたら会計課としては支払いは当然せなあかんと。30日以内に3回ほどあれしてるということやけど、今、委員長言うたのは、そういう滞ってることがあるように見受けたんやけども、実際、そういう滞って、町の業務をしていただいた業者に迷惑をかけていたのか。もし、かけていたら、会計課は今言ったとおりに執行すると。しかし、会計課に対する伝票処理、会計課に対する伝票が滞っておると。もし、そうなったら伝票の滞りは各担当でなぜおくれるんやということになりますわな。

ということで、業者としたら、やっぱり仕事したら確実にいただきたいのは、どなたでも一緒です。そやから、滞りのないように一つ要望もしておかないといかんし、滞る理由はいかがなものかということも確認したいですし、今までかつて、そういう滞った経緯があったのか、なかったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

竹原委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 これは総務部長として答えさせていただきます。

まず、支出負担行為、例えば工事請負とか、委託する場合には、支出負担行手続を行いまして、必要な契約を結びますので、その契約の中には履行期間があつて、完了日付については当然明記されております。その契約に基づき業務が完了いたしますと、完了届を出していただき、その後の竣工検査、そして支払い請求ということになりますが、その手続途中で契約の変更があつたり、また、これはレアケースですが、業者から請求がおくられて提出されることも確かにあります。そして、また、諸般の事情によりまして契約の内容と執行の段階で変わったこともあつて、最終的に請求が遅れ支払いが滞った状態になったこともあることは事実としてあります。

これらにつきましては、今後契約に沿った手続で適正に対処する。また、契約の変更が必要なものについては契約の変更手続をした上で、こうした手続を完了した後に、検査、支払請求など、こうした事務処理についての適正化を全庁的に実施してまいりたいと考えております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 今、総務部長おっしゃられるとおりで、滞ったら滞った理由ですね、やはり、業者が届け出がおくられて滞った。それで、担当課の伝票送付が滞ったと。そういうことで、滞った場合は、それ相当の理由をつけて業者に納得していただかなければ、今のような風評的なものがあるので、結局、会計課がおくらせたという誤解が発生しますので、一つ理由、おくれた場合は理由づけを添付して業者に納得できる支払いをお願いしたいと、要望だけしておきます。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、総務費についての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

決算書68ページから70ページの目9、文化センター費をごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、民生費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

決算書101ページから104ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、消防費についての質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

決算書104ページから121ページをごらんください。

質疑ございませんか。

結構量が多いので、しっかり探して。

田島委員。

田島委員 108ページの使用料及び賃借料の部分で、学校用地借地料で、深日、孝子小学校等々の借地料ですけど、深日の小学校の部分は国玉さんの部分を一部借用してしてるということはわかります。孝子小学校の部分については、一部借地ですか。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 孝子小学校の分につきましては、中孝子管理組合に借りてる部分に借地料を払っております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 まず、学校の整備でちょっとお尋ねしたいんですけど、孝子小学校の、これ元言うんかね、旧小学校になるんかな。これは、まだ本体そのものが教育財産として管理しているのか、もう教育のほうから離れて一般財源の管理のほうにしているのか、どっちですか。まだ教育委員会として管理をしているんですか。

竹原委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 孝子小学校につきましては休校中ということでございますので、小学校ということでございますので、教育委員会の所管、管理でございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 もう恐らく復校は望めないですね。恐らく、休校から最悪は廃校になると思うんですけども、休校中やったら、過去ずっと補助金等、年間1,000万円ほどいただいて何十年も使ってきたんですけども、教育施設として、まだこのまま継続していく見込みか、それともいずれかに移管してしまうのか。その点、ちょっと整理の仕方をお尋ねしたいんですけど。

竹原委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 休校中の孝子小学校の活用につきましては、一つは、ご承知のように、岬の歴史館

ということで新たな方向性を出して、歴史館事業をやっているという部分があります。それと、それに先立って、一部集会所としての整備もなされてきたということがございます。

これまで聞き及んでるところでは、地元の方々の、地元の孝子小学校というものに対する愛着等も踏まえて、まだまだ根強いものがあるやというふうに聞き及んでるところでございます。

ただ、委員ご指摘のように、そろそろ歴史的な建物につきましても、一応学校という位置づけではございますが、それについては整理に着手する必要があるのではないかなと考えております。

整理の手法につきましては、教育委員会で審議することはもとより、まず地元の方々の意見も聞いて、例えば今やっておる歴史館事業というものの発展とか、その辺も含めて整理は進める必要はあるなと考えております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 その方面で心配して、今、質問させていただいたんですけども、まだまだ生涯学習の施設もあるし、やっぱり教育の範疇やと思うんですけども、休校中になってたらもうぼちぼち教育委員会のほうから移管してもどうかなという考えで質問させていただきました。

そういうお考えでしたら、一つ地元と協議して、やはりそういうふうに方向性を決めていただきたいと、これも要望しておきます。結構です。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 すみません、ただいま答弁したことに一部訂正させていただきます。

孝子小学校の部分につきましては、孝子の管理組合言うんですが、支払先は恵光寺でした。まことに申しわけございません。訂正させていただきます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 お寺の所有地やな。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 はい、恵光寺です。

田島委員 了解しました。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 孝子小学校の件につきましては、さきほど教育次長から答えさせていただきましたが、田島委員もご承知のとおり地元住民の声を聞いて残したという経過がございます。

今回、岬の歴史館を孝子小学校に設置させていただいたのは、岬町として、岬町の子どもたちが岬町の歴史をしっかりと認識することによって、地域で生まれた子どもたちが愛着を持つ、岬町にいつまでも愛着を持っていただきたいとの思いからでございます。また、今回、子どもたちに対し副読本を作成して、しっかりと岬町の歴史の勉強をしているということから考えますと、地元の声もそうですけれども、私の行政としても唯一の建物ですから、学校教育の施設としてできる限り残していきたいという思いはありますので、そのことをご理解賜りたいと思います。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 105ページの8、報償費の講師謝礼84万5,000円について、ちょっと内容をお聞きします。

予算からちょっと不用額も出てきていますし、その辺についても説明をお願いします。

竹原委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 報償費の講師謝礼84万5,000円につきましては、研修会の講師の謝礼等において9万円、昨年度、淡輪小学校で受けた人権教育の事業での講師謝礼として10万5,000円、それと、中学校での精神科医の相談での25万円、それと、小学校での放課後学習支援での40万円の合計84万5,000円です。

また、不用額のところに残っている金額につきましては、放課後学習支援で有償で来ていただいている分もありますが、有償で来ていただく予定となっていた分が無償でということになった分での予算残となっております。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 ボランティアでしてくださったのかなと思うんですけども、なかなか、言うたら経済格差が教育格差につながっているということで、いろんな形でこういったことしていただいているかと思うんですけど、その辺、岬町の場合だったら経済格差から教育格差にはつながっていないということを言えるのでしょうか、自信を持って。

竹原委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 ここ数年、全国においても学力学習状況調査等も実施される中で、本町においても学力調査の子どものアンケート、あるいは学校のアンケート、また学力の結果等も踏まえて、現在、そのあたりも分析しているところです。

また、調査の結果についてはホームページ等で公表したいと考えております。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、調査をしているということですか。

竹原委員長 笠間教育長。

笠間教育長 今、指導課長のほうからお話しさせていただきましたのは、全国の学力テスト、その結果についての分析を進めてるということでございますけれども、岬町との経済格差が学力につながってるかというご質問ですけれども、それについては細かい調査を今現在行っておりません。

今後、経済格差というのがどこらに当たるのかという、どれぐらいの収入に当たるのかとかいうところがございますので、それをまた反映した上で今回の学力テストの結果を調査、また報告していきたいなというふうに思っております。

現実には、直接今のところ関係ないというふうに考えております。

竹原委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、今、いろんな学力、この間もあったですよ。そういうことも、そういう後のいろんな調査をしながら、また、もしも不備な点があったら手を打ってくださると捉えておきたいと思います。

こんな小さいまちですので、やっぱり経済格差であって、子どもさんが、伸びないというのかわいそうな話ですし、その辺もよろしく願います。

それと、あと、今、英語教育というのか、英語学習、やっぱりこれからの時代は、それはいろんな考え方があって、まずしっかり日本語を学んでという考え方もあるけども、やっぱり、何て言ったらいいのかな、英語もある程度できなかつたら、やっぱりこれから就職もしていく中であって、厳しいのかなというのを私自身も感じるんですけども、小学校からしっかり英語教育をとるところ、学校も出てきていますし、岬町でしたら、その辺についてはどのように考えているのか。

竹原委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 岬町における英語指導、また小学校での外国語活動につきましては、現在ALTを1名配置しまして、小学校五、六年生での外国語活動、これは週1時間あるんですけども、そこではALTと小学校の担任と、2人での授業を実施する中で、英語に親しむ、また中学校での英語を学ぶ意欲を高めるといったところを中心に取り組んでおります。

また、中学校においても、各学年、各クラス、週4時間のうち1時間はALTが入っての授業を実施する中で、コミュニケーション力を高める学習に重点を置いて取り組んでい

るところです。

竹原委員長 ほかに質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 共同調理場費の中で、120ページの一番上段、事業費の修繕料の部分ですけども、この修繕の内訳、ちょっと内容をまず説明していただけますか。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 修繕内容は多々ありまして、19件あるんですが、主だったものについて、ちょっと言わせていただきますと、給食センターで調理排水の浄化槽があるんですが、排水の水質改善のための修理で約200万円ほど使っております。

ほか、調理排水の浄化槽の作業をする吸気ファンとか、吸気と排気のファンなんですが、これも壊れておりまして、これについても五十数万円かかっております。

そして、あと、同じ浄化槽にかかる部分の曝気ブロワのオーバーホールの修繕は44万円ほどかかっております。

あと、岬中学校の調理場の床の張りかえですが、これについては31万5,000円が主だったものになっております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 修繕料はトータルでこの金額になったわけですね。細部にわたっての修理をしてはると、そういう理由ですね。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 今、委員言われたように、たくさんものの積み重ねがこの金額になっております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 一番心配するのは、僕も以前からこの部分については民営化ではいかがではないかというのをずっと訴えてきた中で、もうぼちぼちあちこち傷んできていると。建設当時から、今、何年ぐらいになるのかな、機器の耐用年数も含めて、現時点で建設当時から何年ぐらいになりますかな。わかっていたらちょっと説明願いたいんですけども、開設当時から。ばくつとで結構です、わかりましたら。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 給食センターの建設は、平成15年になっております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 建設当時、オール電化で安心、安全な調理場とうたわれて建設されて、そして今日まで至っておったということで、ぼちぼちあちこち修繕箇所が出てくるということで、それは心配しているんですね。

やはり、当時のオール電化といううたい文句で建設されたのはお聞きしていますし、ということで、修理の部分は仕方ないですね、排水の部分とか、浄化槽のファンの部分は、これは当然補修していかなあかんと思います。

ただ、建物的に、全体的に今のところ、そういう修繕箇所は見受けられるのか、ないのか、どうですか。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 ただいま委員のご質問の中で、給食センターはオール電化と言われたんですが、給食センターではボイラーを炊いておるんです。それについてはガスを使っていますので、オール電化というわけではないんです。

それとあと、やっぱり10年を超えますと、全て毎日のように稼働させていってる分もありますので、やはり10年を超えますと不良箇所が多々出てきて改修しているところがございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。同様な、同じような施設を持っていたらいろいろ耐用年数が来たら修理するという事は理解しております。

とにかく大切に、子どもたちの食育の問題ですので、大切に施設を管理運営していただきたいと、これは要望しておきます。

あともう1点、その次の賄い材料費の部分で、隣の段ですけども、賄い材料費、以前にも言ったんですけど、子どもたちに食べさせる材料等について、一番安全なものを提供していただきたい。

そして、もう一つは、やはり地元で取れる食材も賄い材料に入れていただかないと、農政問題も絡んできますので、例えば調理に当たって、すぐでないとか調理しにくいとか、そういうことを過去聞いたことがあるんです。そういう有資格者の方の弁でした。曲がったキュウリでもやはり調理次第で十分食べられますし、真っすぐなものでないと納入は駄目だとか、そういうことを聞き及んでいるんですが、やはり地元の食材を丹精込めた農家、それと、またそれに近い方が栽培して収穫したものを食べさせるのが本来の地元の教育の課題と思うんです。

ということで、栄養士さんかどなたか知りませんが、そういう考えをお持ちであったらちょっと間違った考えを持っているということで、食材は曲がっておろうと何しようと、少々虫食っていても、安全なものを食べさせるのが教育と思うんですわ。

ただ、調理がしやすいほうを優先されては困りますので、賄い材料費というのは、地元の調達は大体何割ぐらい提供しているか、まず答弁。

竹原委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 今、委員言われた平成24年度の給食にかかる賄材料費の決算額は6,142万4,607円分を購入しました。そのうち、公益財団法人大阪府学校給食会において、全体の金額の40%の2,455万51円を購入しています。

この大阪府学校給食会におきましては、主に岬町で採れないような牛乳や調味料、缶詰といった主だった食材を府下市町村分を一括購入している団体で、岬町でも購入しています。

委員のご質問である町内業者では、2番目の購入割合を持つ岬町商工会物資納入組合で、約31%の1,912万1,246円を購入しています。

ほかの町内業者も含めると、岬町の業者につきましては、直接は2,483万2,445円を支払っていて、40.4%の購入となっております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 ありがとうございます。そういうパーセンテージ、現状はそうですね。できれば、今後ともそういう大阪府からの部分も大事ですけども、極力地元業者、商工業者も含めて、やっぱり育成、その業者を育成して教育に使っていただいて、それも教育の指導をしてもらおうと。ということで、地元でとれる食材を今後も大いに購入していただきたい、これは要望しておきます。

やっぱり、よそで買ったなら、本当に安全な食材かということがまた疑問ですので、やはり地元のいろんな兼業農家でも結構ですから、その方たちの食材を有効的に使うように、そして、栄養士さんがこんな使いにくい言ったら、それはおかしいです。使いにくいんじゃないんです、自分らが調理しにくいだけのことであって、食べられるんですわ。

ということで、栄養士さんの言い分ばかり聞かないように、一つ担当者としたら使いにくいんじゃない、あんたらが使いにくいだけであって、本来食べられるものやという、食の教育も一つお願いしたいと、かように思います。要望だけしておきます。結構です。

竹原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、教育費について質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

決算書の122ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、公債費について質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書の122ページから123ページをごらんください。ただし、123ページの目
4、海釣り公園管理基金費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。

決算書の123ページから124ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、予備費についての質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第61号、「平成24年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託さ
れた案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第61号のうち、本委員会に付託された案件は認定されました。

議案第62号「平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」につ

いて、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

竹原委員長 決算書の126ページから132ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第62号「平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第62号は、本委員会において認定されました。

議案第69号、「平成24年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」から議案第71号、「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」までの3件を一括議題としたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、議案第69号から議案第71号の3件について、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 決算書の228ページから255ページをごらんください。

質疑ございませんか。

田島委員 これ、淡輪も、深日も、多奈川も連動した質問になるんですけども、淡輪から一括でよろしい。

竹原委員長 もう一括です。

田島委員 ちょっと説明だけ求めたいんですけども、いずれの財産区においても財産区管理会費の部分で使用料及び賃借料で、車両借上料という部分がいずれの財産区も挙がってるんですけども、はっきりしたことの意味がわかりませんので、車両の借り上げの部分でどのような方法で借り上げてるのか、まず説明求めたいと思います。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 委員ご質問の、各財産区の使用料及び賃借料でございますが、本年度、車両借上料は各財産区におきまして視察研修会時のバスの借上料でございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 これは視察の部分のバスの借上料ですか、車両の。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 そうです。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 そしたら、私の確認したい意図がちょっと外れてましたんですけども、ほかに車両の借り上げ部分がございますか。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 維持管理費のところをごらんいただきたいと思います。そちらの、例えば淡輪財産区でございますと235ページの14、使用料及び賃借料でございます。車両借上料というところがございます。

そちらにつきましては、各財産区に作業等ございます。その中で、車両を借り上げまして作業に従事していただいているという分の借上料でございます。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 これは、業者から借り上げてるのか、それとも、いずれの車両を借り上げてるんですか。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 業者から借り上げではなく、各委員の車両、軽四車両を借り上げております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 これは、財産管理をしていただくには、やはり車がなかったらいけませんので必要と思うんですけども、委員の個人の車を借り上げて、そういう管理業務をお願いしているというのに当たって、事故とかいろんな面があった場合は、町としたら責任の度合い、有無はどう考えてますか。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 当然、これは業務は公務でございますので、公務災害の適用でございますし、当然、保険対応と考えております。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 別に問題ないわけですか、委員の個人の車両を便宜上借り上げて、それでそれに従事していただくに当たって、レンタルというんですかね、今のはやりの言葉で。それは別に支障ないんですかな。

竹原委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 各財産区の作業に応じましては、おのおの作業内容も違いがございますが、どうしても日常業務を持たれておりまして、1台でまとめて現場まで行っていただくというのはちょっと現実無理でございます。

その中で、作業が毎月、例えば毎週入っていただく時期がございまして、その都度、レンタルという、例えば車両を引き上げる、また返すという、その辺のお時間もございまして、各委員さん方の車両をもって作業に当たっていただいているというのが現状でございます。

この点につきましても、特別、委員ご指摘のように、何ら抵触するものがあるかということでございますが、特段、事務局では考えておりません。

竹原委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。何ら問題はないというように解してよろしいんですね。結構でございます。

竹原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第69号、「平成24年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第69号「平成24年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第69号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第70号、「平成24年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第70号「平成24年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第70号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第71号、「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第71号「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第71号は、本委員会において認定されました。

議案第73号、「平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 組合決算書をごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第73号「平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第73号は、本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案12件については、全て議了しました。

本日の審議経過及び結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午後1時53分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年 9月11日

岬町議会

委 員 長 竹 原 伸 晃